

委員会提出議案第 2 号

犬山市投票しよまい条例の制定について

犬山市投票しよまい条例を別紙のように定めるものとする。

令和 8 年 8 月 2 8 日 提出

犬山市議会

総務委員長 畑 竜 介

(説 明)

この案を提出するのは、選挙における投票率の向上を図るため必要があるからである。

犬山市投票しよまい条例

（目的）

第1条 この条例は、「投票しよまい！」という呼びかけのもと、市民が自ら進んで投票に参加することにより、投票率の向上と市民主体のまちづくりを推進することを目的とします。

（市民の役割）

第2条 市民は、家族や知人に「投票しよまい！」と声を掛け合って、投票に行こまい。

2 子どもは、おとなといっしょにせんきょにいこまい。

（候補者等の役割）

第3条 選挙の候補者、政党等は、市民が「投票しよまい！」と思えるような魅力ある政策や公約を打ち出そまい。

（事業者の協力）

第4条 事業者は、働く人が投票しやすい環境づくりや投票に参加する市民を応援するアイデアを出して、投票率の向上に協力しよまい。

（選挙管理委員会の役割）

第5条 選挙管理委員会は、選挙が始まる日（公示日又は告示日をいう。）から投票日までを「投票しよまい！週間」と定めます。

2 選挙管理委員会は、選挙に関する情報を市民に分かりやすく説明し、関係機関と共に、市民に「投票しよまい！」と呼びかけます。

（議会の役割）

第6条 議会は、市民との意見交換や若い世代への主権者教育を通じて、市民の投票や政治への参加意識の醸成に努めます。

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行します。